

日本赤十字豊田看護大学 学部生・大学院生・保護者の皆様へ

愛知県は本日8月6日、独自の緊急事態宣言を発出しました。この宣言は8月24日まで継続される予定です。学部生・大学院生・保護者の皆様におかれましては、授業や実習がどのように影響を受けるのか、ご心配されておられることと推察いたします。

この宣言は、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づくものではなく、愛知県独自の宣言であり、以下の3項目の遵守を要請するものです。皆様におかれましても、この要請に応じて下さいますようお願いいたします。

宣言による要請

(1) 不要不急の行動自粛・行動の変容

- 若い世代の方々への不要不急の行動の自粛と自覚を持った行動の依頼。
- 5～6人以上の会食の自粛、「3つの密」が生じる場の利用を避けること。
- 「感染しない。感染させない」の徹底。
- 接触確認アプリ COCOA の活用

(2) 感染防止対策の徹底

(3) 東京等への不要不急の移動自粛

また、大学を含む学校への休業要請は行わないことを、愛知県大村知事は記者会見で明言しました。一方、文部科学大臣の一昨日の記者会見では、小中高は感染対策をしっかりと行い対面授業をしているのに、大学はオンライン授業に切り替えて対面授業を行う努力をしていないとの批判がありました。一面的な批判に困惑しますが、文部科学省の姿勢・方針とみていく必要があります。

本学は、学生の感染予防対策を万全に行い、感染のリスクを回避しつつ、看護師国家試験受験資格を得るための学生の学修の権利を守ることに尽力いたします。したがって、これまでお知らせした教育の方針について、この宣言による変更はありません。臨地実習についても、以下の感染予防行動を皆様に重ねて遵守して下さることをお願いして、継続いたします。ただし、実習先の受け入れが変更された場合には、臨機応変に対処する予定です。最新の感染予防に関するスライド「なぜ皮膚から感染しないの？」をご覧ください。

公共交通機関では

- (1) マスクを着用すること。
- (2) 共用部分に触れた場合、その手で、目、鼻、口を触らないこと。
- (3) 公共交通機関を降りたのちに、テノケアで十分手指消毒すること。
- (4) 公共のトイレを使用する場合には、テノケアで便座を消毒し、手指消毒して使用すること。利用後は十分に手洗いすること。
- (5) 実習施設に入るときには、施設の消毒薬又はテノケアで消毒すること。

お盆の時期の人の動きによって、その後の感染者数が変化します。感染予防行動を確実にを行い、学習を進めると共に、少しでも早く日常をとり戻しましょう。

なお、後期の授業と演習、実習の実施方法について、感染拡大状況を判断して、8月下旬には方針を決定して、皆様にお知らせいたします。